様式第二（第三条関係）

番　　号
年　　月　　日

殿

経済産業大臣　　名

分割証明情報の提供について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「法」という。）附則第47条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく　　年　　月　　日付け　　の申請内容に係る会社分割については、当該分割により一般ガス導管事業若しくは特定ガス導管事業を承継した法人又は当該分割をした法人であって当該分割の後も引き続き一般ガス導管事業若しくは特定ガス導管事業を営むものが、当該分割の後にガス小売事業及びガス製造事業（ガス小売事業の用に供するためのガスを製造するものに限る。）のいずれも営まない場合であると認められたので、法附則第47条第１項の規定に基づき、次のとおり、会社分割が行われたことを証明する。

記

・分割年月日
　　年　　月　　日

・法附則第47条第１項の兼業者
　住　所
　名　称

・法附則第47条第１項の承継法人
　住　所
　名　称

○国土交通省令第六十九号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）及び建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十一号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）及び建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十八日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第六条第一項第五号の書面） **第三条**　法第六条第一項第五号の書面のうち法第七条第一号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、次に掲げる書面その他当該事項を証するに足りる書面とする。 一　次に掲げる基準に応じ、それぞれ次に定める書面 イ　第七条第一号イに掲げる基準　別記様式第七号による証明書及び常勤役員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又はその支配人をいう。以下同じ。）が当該イ(1)から(3)までのいずれかに規定する経験を有することを証する別記様式第七号による使用者の証明書 ロ　第七条第一号ロに掲げる基準　次に掲げる書面 (1)　別記様式第七号の二による証明書 (2)　常勤役員等が第七条第一号ロ(1)又は(2)に規定する経験を有することを証する別記様式第七号の二による使用者の証明書	（法第六条第一項第五号の書面） **第三条**　法第六条第一項第五号の書面のうち法第七条第一号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、別記様式第七号による証明書及び第一号又は第二号に掲げる証明書その他当該事項を証するに足りる書面とする。 一　経営業務の管理責任者としての経験を有することを証する別記様式第七号による使用者の証明書